

令和6年第1回佐川町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年2月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年2月7日 午前9時宣告

開 議 令和6年2月7日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	6番	宮崎	知恵子	8番	下川	芳樹
	9番	坂本	玲子	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起
	12番	岡村	統正	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐

欠席議員 5番 橋元 陽一 7番 西森 勝仁

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 1 番 齋藤 光 2 番 岡林 哲司

令和6年第1回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和6年2月7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長挨拶
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
- 日程第5 議案第1号 令和5年度佐川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 議案第2号 佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。定刻になりました。ただいまから令和6年第1回佐川町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、橋元議員から欠席の届けが出ております。

これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、1番、齋藤光君、2番、岡林哲司君、両名を本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3、町長挨拶を行います。

町長（片岡雄司君）

皆さんおはようございます。

本日は令和6年第1回佐川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただき、令和6年第1回佐川町議会臨時会が開会できますことを心より感謝申し上げます。

また日ごろは町政運営に対しまして、議員の皆様にはご指導ご協力を賜りまして、この場をお借りし心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

NHKの朝ドラらんまんの放送が昨年9月をもって終了をしましたが、放送の影響によりまして、現在博士が愛したバイカオウレンの町内の群生地多くの皆様にお越しをいただいていると聞いております。引き続き、アフターらんまんに向け、県並びに近隣市町村と連携し、佐川町ならではの取り組みなども実施し、観光振興産業振興に取り組んで参りますので、議員の皆様にもご支援ご協力をよ

ろしくお願いをいたします。

また、今年度末の完成に向け、道の駅の花壇に遊具公園の整備を進めております。この施設の完成によりさらに多くの皆様にお越しいただくことを期待しているところでございます。

本臨時会では、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分の報告が1件と、令和5年度佐川町一般会計補正予算（第7号）と、条例改正議案1件の以上3件を提案させていただいております。

議員の皆様には何とぞ慎重なるご審議の上、ご了承ご承認をいただきますよう、よろしくをお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で町長挨拶を終わります。

日程第4、報告第1号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件についてご説明をさせていただきます。

報告第1号、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分の報告につきましては、佐川小学校放課後児童クラブ新築工事の変更契約の締結を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年1月12日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

変更額は594万円の増額で、変更内容の主なものといたしましては、施設入口付近への手洗い、足洗い場の設置、集中豪雨対策として、開放廊下の樋を大きくするとともに、取り合い部分の止水機能を強化。また、台風などの豪雨、暴風雨対策としまして、施設南側開口部に折り畳み式の戸を設置したことによるもので、変更後の請負金額は1億2,563万1千円です。

なお参考資料といたしまして、変更部分を示した図面を添付させていただきますので、ご確認をくださいますようお願いをいたします。報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第 5、議案第 1 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案についてご説明を申し上げます。

議案第 1 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 7,476 万 5 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 92 億 8,014 万 4 千円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

皆さんおはようございます。

それでは、議案第 1 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案のフォルダにございます、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算書（第 7 号）、4 ページの方をご覧くださいと思います。

「第 2 表繰越明許費」となっております。記載の 3 件につきまして、繰越経費を計上させていただくものでございます。

最初の 2 款、1 項、総務費の事業名、地域経済活性化応援事業の 4,814 万 8 千円は物価高騰対策商品券配布事業にかかる費用で、商品券の使用可能期間を確保するため、複数年度にかけて実施をさせていただくことから、繰り越しをさせていただくものでございます。

次の 6 款、1 項、商工費、花見事業 200 万円につきましては、3 月に事業が開始され 4 月に事業が終了することから、繰り越しをさせていただくものでございます。

三つ目、最後の商工費、失礼しました。商工振興総務費 500 万円につきましては、後ほど歳出でご説明させていただきます、食品加工業継続支援事業費補助金で、補助対象施設の改修等に一定期間の工期が必要で、年度末の完了が困難なため、繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、主な歳出予算の補正についてご説明をさせていただ

きます。12、13 ページをご覧ください。12、13 ページです。

今回の補正予算案は、主に災害義援金と令和5年12月に閣議決定のございました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしました、低所得者支援のための給付金に係るもの。また、食品加工業継続支援にかかるものとなっております。

1 番目の表の1 段目、2 款、1 項、1 目、一般管理費、25 節、寄附金 100 万円は、令和6年能登半島地震に係る災害義援金となっております。この場をお借りいたしまして、このたびの震災に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、1 日も1 日も早い復興をご祈念を申し上げます。

次の11 目、新型コロナウイルス対策費、18 節、負担金、補助及び交付金の説明欄、負担金の商品券負担金 420 万円につきましてご説明をさせていただきます。

物価高騰への対応、町民支援、町内商店の経済活動促進を目的に、政府の経済対策の低所得世帯への給付金の対象とならない世帯を対象に、1 世帯当たり1 万円の商品券を配布する予算をご承認いただいておりましたが、対象世帯数の精査によりまして、対象世帯数が当初見込みの3,900 世帯から300 世帯減り、3,600 世帯となりましたので、当町への交付金を最大限住民の皆さんに配分させていただきます。させていただくよう、商品券の額を1 万円から1 万2 千円、1 万2 千円に増額することとしたことによる補正となっております。

なお、商品券の配布は令和6年3 月を予定させていただいております。

次の行の補助金4 千万円は、物価高騰重点支援給付金（均等割世帯分）で、令和5 年度住民税均等割のみ課税の400 世帯に1 世帯当たり10 万円を給付するための予算となっております。

続きまして二つ目の表の3 款、3 項、2 目、児童福祉費の18 節、負担金、補助及び交付金の説明欄、補助金2,300 万円は、価格高騰重点支援給付金（子ども加算分）で、低所得者支援給付金の対象となる世帯主の方に扶養される18 歳以下の子供さん1 人当たり5 万円の加算金を支給する予算となっております。

なお、対象となる世帯は200 世帯、子供数は460 人と見込んでおります。

一番下の6 款、1 項、1 目、商工振興費の18 節、負担金、補助及び交付金500 万円は、食品加工業継続支援事業費補助金となっております。

ります。

食品衛生法の改正によりまして、漬物製造業等が新たに営業許可業種に位置付けられ、本年5月31日までに営業許可を取得することが必要となっております。しかしながら、改修費用が大きな障害となり、営業許可の取得が進んでいないという現状がございます。

そこで、県が、高知県が新たに創設をいたします補助金制度を活用いたしまして、町内の生産者の方が製造販売を継続できるように、消費税を除く事業費100万円を上限に補助率10分の10の支援を行うものでございます。

続きまして、1枚お戻りいただきまして、10、11ページの方をご覧いただきたいと思います。歳入になります。

一つ目の表の14款、2項、8目、総務費国庫補助金の6,449万8千円は、歳出で説明をさせていただきました、低所得者の住民税均等割課税世帯への給付金子供加算分の補助金の事業に対する、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

次の表の15款、2項、9目、商工費県補助金250万円は、こちら先ほど歳出でご説明をさせていただきました、県の食品加工業継続支援事業費補助金で、補助率は対象事業費の2分の1となっております。

最後の表の18款、1項、1目、財政調整基金繰入金は、今回の補正で財源が不足いたします776万円7千円を、繰り入れるものとなっております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番（森正彦君）

商工費の食品加工業の継続支援事業補助金ですが、対象事業所、どの程度見込んでおるのでしょうか。内容的なことも説明できることがあれば説明していただきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。

対象事業者数、担当課の方で把握しているのは、はちきんの店に問い合わせをして確認をしたところ、町内外の区別はわかりませんが、21名の登録があるということで伺っております。

対象者としましては、法が施行されました令和３年５月３１日以前から製造業を行っている方ということで、令和６年１２月３１日までに営業許可を取得する方で、佐川町内に住所がある方、もしくは町内に事業所のある法人というところを現時点では考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。対象者への周知方法、あるいは現在わかっている方で継続を断念する方もおるやにを聞いております。

高齢のためとか、あるいは、そうですね、100%と言いましたので100%なら始めるとか、そういう状況とかを把握しておるのでしょうか。どうぞお願いします。

業振興課長（下八川久夫君）

はい、お答えいたします。

はちきんの店、また道の駅の方に問い合わせをしたところ、事業継続が難しいという声が多いということは伺っております。

保健所の方に確認をしたところ、数件ですが、この事業継続についての問い合わせがあるということで伺っております。

この予算執行できるような状況になりましたら、現在チラシ、周知チラシの方は準備をさせていただいておりますので、把握している事業者の方には配布をするということと、保健所の方にもチラシを置かせていただいて周知をしていきたいというところで考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第１号、令和５年度佐川町一般会計補正予算（第７号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 1 号は可決されました。

日程第 6、議案第 2 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案第 2 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

町民課長（山本壽史君）

皆さん、おはようございます。

それでは私の方から、議案第 2 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。参考資料フォルダ内の参考資料①議案第 2 号関係、この資料を用いて説明をさせていただきます。

説明に入ります前に申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いします。2 の改正内容の（2）戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行の 2 行目になります。今後、市町村の窓口で交付されたとありますが、市町村ではなくて市区町村でありますので、すいませんけど訂正お願いします。申し訳ございませんでした。

それでは説明をさせていただきます。

今回の改正理由ですが、戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付（いわゆる広域交付）や戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、そして戸籍の届書等の情報内容証明書の交付及び閲覧が可能となることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正の内容に準じまして、これらの事務に係る手数料の額を定めるものでございます。

改正の内容としましては、失礼しました、そうです改正の内容としましては、一つ目としまして、戸籍謄本等の広域交付に伴う改正です。

現在、本人や父母等の戸籍謄本の交付請求は、本籍地の市区町村に対してしかできませんが、本籍地以外の市区町村の窓口でもでき

るようになります。

二つ目としまして、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に伴う改正です。

現在、行政手続きのために行政機関に戸籍謄本等を提出する必要がある場合がありますが、今後、市区町村の窓口で交付された戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提供することにより、戸籍謄本等の提出を省略することができるようになります。

三つ目としまして、届書等情報内容証明書の交付等に伴う改正です。

届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付請求が可能となります。また、届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となります。

資料の1ページの下の方、そして2ページに示しております表のとおり、今説明しました、これら戸籍法関係の手数料を徴収する事務を追加し、その手数料を定めるものでございます。この条例は令和6年3月1日から施行となります。

なお、参考資料2に新旧対照表をお示ししておりますが、今回は詳細説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第2号は可決されました。

以上で本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

令和6年第1回臨時会の閉会にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、本臨時会に提案させていただきました議案等につきまして、適切なるご決定を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

まきのさんの道の駅佐川、そして佐川おもちゃ美術館、また、今年、今年度末に完成予定の遊具公園につきましては、引き続き安全対策もしっかりと行い、佐川町ならではの取り組みなども実施し、観光振興産業振興に努めて参りますので、議員の皆様には引き続きご提案ご協力をお願いをいたします。

今後とも、議員の皆様には執行部に対しましてご指導ご鞭撻をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議はこれもちまして終わります。

令和6年第1回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前9時25分

